

# 富士北麓グランドデザイン策定支援業務委託 公募型プロポーザル方式公告 企画提案募集要項

令和8年10月16日  
山梨県知事 長崎 幸太郎

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査の上、最良の提案をした者を随意契約の相手方の候補者とする手続（公募型プロポーザル方式）を実施する。

## 1 趣旨

富士山を取り巻く課題は、登山の安全、防災、環境・景観、交通、観光受入環境、投資誘致等の複数分野にまたがっており、行政機関の所管を越えた連携と、民間企業等の知見、技術、資金及びネットワークを活用した対応が必要となっている。

本業務は、富士山及びその周辺地域の諸課題の解決と新たな価値の創出を目的として、富士北麓地域の将来像及び重点プロジェクトを示す「富士北麓グランドデザイン」の策定を支援するものである。

この取組を効果的に実施するため、企画提案公募により業務委託の候補者を募集する。

## 2 企画提案を求める業務の概要

### （1）委託業務の名称

富士北麓グランドデザイン策定支援業務

### （2）委託業務の内容

別添「富士北麓グランドデザイン策定支援業務委託仕様書」（以下「業務仕様書」という。）による。

### （3）企画提案を求める具体的内容

- ・本業務の背景及び目的を踏まえた基本的な考え方並びに業務のゴール
- ・富士北麓グランドデザインの策定方針、既存計画の整理、現状分析及び将来ビジョンの検討手法
- ・市町村、企業、団体、有識者等の意見を把握し、グランドデザインへ反映する手法
- ・重点戦略及び重点プロジェクトの抽出、優先順位付け及び具体化の手法
- ・富士北麓グランドデザイン委員会の運営支援方法
- ・グランドデザインの実現に向けた事業スキーム及び推進主体の検討方法

- ・業務実施体制、担当者の経験、関係者との調整体制及び進行管理方法
- ・業務実施スケジュール
- ・本県の目的達成に資する独自提案

#### ※グランドデザイン

富士山及びその周辺地域の諸課題の解決と新たな価値の創出に向け、富士北麓地域の既存資源を有機的に結びつつ、各市町村のありたい姿等を含めた富士北麓地域の将来像を作成するとともに、その実現に向けた重点事項（受入環境の高度化、投資誘致 など）を設定。本グランドデザインは富士山官民共創コンソーシアムの取り組みの共通方針となるものを想定。

#### ※富士山官民共創コンソーシアム

富士山及びその周辺地域の諸課題の解決と新たな価値の創出に向け、官民の技術、ノウハウ、資金等を持ち寄り、取り組むための母体。

#### （４）業務委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

#### （５）予算上限額

金 30,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

#### （６）事業の流れ

- ・契約締結後、採択された企画提案を基に、業務実施の詳細及び具体的な実施スケジュール等について県と受託者が協議し決定する。
- ・受託者は、企画提案書、業務仕様書及び協議結果を踏まえて業務を実施する。
- ・受託者は、業務の進捗を県へ随時報告し、業務完了時に成果品を提出する。

### 3 応募資格

次の要件を全て満たす法人その他の団体とする。

- ・本業務に類似する業務の実績又は本業務に必要な専門知識・知見を有すること。  
具体的には、まちづくり、地域づくり戦略、バックキャスト、政策・データ分析、交通・観光・環境・産業・民間投資、合意形成、図表・地図等による可視化、モニタリング・評価 など
- ・本業務を確実に効果的に実施できる体制を備えていること。
- ・本業務の実施に支障がない経営状況にあること。
- ・地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に該当しないこと。

- ・会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始の決定を受けた者を除く。
- ・山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領又は山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領による指名停止期間中でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、その役員が暴力団員でないこと。
- ・山梨県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ・同一案件に参加する者との間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

#### 1 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ）の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### 2 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但し（1）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

イ. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ. 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款

に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。)

エ. 組合の理事

オ. その他業務を遂行する者であって、ア. からエ. までに掲げる者に準ずる者

(2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

#### 4 日程（予定）

| 内容               | 日程                |
|------------------|-------------------|
| 募集開始             | 令和8年10月16日        |
| 参加申込書・質問書提出期限    | 令和8年10月30日 午後5時必着 |
| 参加資格審査結果通知       | 令和8年11月6日         |
| 質問回答             | 令和8年11月6日         |
| 企画提案書提出期限        | 令和8年11月13日 午後5時必着 |
| 企画提案審査           | 令和8年11月17日        |
| 審査結果通知・契約締結・業務着手 | 令和8年11月19日        |

#### 5 企画提案の応募に関する書類提出等

(1) 担当部署（書類提出先・質問受付）

所 属 : 山梨県地域デザイン・新交通基盤推進局富士山官民共創推進グループ

所 在 地 : 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 北別館5階

電 話 : 055-223-1521

電子メール : [fujisan-kyoso@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:fujisan-kyoso@pref.yamanashi.lg.jp)

(2) 参加申込書類の提出及び参加資格審査

ア 提出書類

- ・参加申込書（様式 1）
- ・誓約書及び役員名簿（様式 2-1、様式 2-2）
- ・資本関係・人的関係等に関する調書（様式 2-3）
- ・履歴事項全部証明書（受付日から 3 か月以内に発行されたもの。写し可）
- ・会社概要が把握できる書類
- ・山梨県税、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる書類
- ・類似業務実績及び業務実施体制が確認できる書類

#### イ 提出期限及び提出方法

- ・提出期限 : 令和 8 年 10 月 30 日 午後 5 時必着
- ・提出方法 : 郵送又は持参

#### ウ 参加資格審査

提出書類により書面審査を行い、別紙 2「企画提案選定の手順及び審査の基準（参加資格審査）」により参加者を選定する。審査結果は各申込者に通知する。

### （3）企画提案に関する質問

質問は質問書（様式 3）により、電子メールで受け付ける。電話又は口頭による質問には応じない。回答は、原則として参加資格審査により選定された全ての参加者へ電子メールで通知する。

- ・質問受付期限 : 令和 8 年 10 月 30 日 午後 5 時必着
- ・質問回答期限 : 令和 8 年 11 月 6 日 午後 5 時まで

### （4）企画提案書類の提出

#### ア 提出書類

- ・企画提案書（様式 4、様式 4-1）
- ・見積書（任意様式。積算内訳を記載）

#### イ 企画提案書の体裁

- ・A4 判、横書き、15 ページ以内（表紙を除く。）を基本とする。
- ・A3 判はやむを得ない場合に限り使用し、片面・横折込みとする。
- ・審査の匿名性を確保するため、提案者の名称は表紙にのみ記載し、本文には記載しない。
- ・見積書には、業務仕様書第 4 の項目ごとの経費明細を記載する。

#### ウ 提出期限・提出方法

- ・提出期限 : 令和 8 年 11 月 13 日 午後 5 時必着
- ・提出方法 : 郵送、持参及び電子メール
- ・提出部数 : 正本 1 部、副本 5 部及び電子データ

## エ 辞退

参加申込後に企画提案を辞退する場合は、辞退届出書（様式 5）を企画提案書提出期限までに提出すること。辞退による不利益な取扱いを行わない。

## 6 企画提案審査

企画提案書の審査は、富士北麓グランドデザイン策定支援業務委託に係る企画提案審査会が行う。プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、別紙 1「企画提案選定の手順及び審査の基準（企画提案審査）」により契約候補者を選定する。

なお、企画提案審査の日程については、変更場合があります。変更の際には事前に応募事業者連絡のうえ、変更いたします。

○日 時 : 令和 8 年 11 月 17 日

○場 所 : 山梨県庁内（詳細は別途連絡）

○実施形式 :

- ・ 30 分程度（提案書説明 20 分、質疑応答 10 分、準備・入退室時間を含む）。
- ・ 提案書説明については、20 分が経過した場合は、直ちに終了とする。

○その他 :

- ・ 企画提案の説明及び質疑への応答は、主担当者となる者が行うこととし、会場への入室者は 3 名以内とする。
- ・ 審査は非公開で実施する。
- ・ 説明及び質疑への応答は、原則として主担当者が行う。
- ・ 追加資料を認める場合であっても、採点対象は期限までに提出された企画提案書及び見積書とする。
- ・ 各審査委員の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- ・ 平均点が 60 点未満の場合は、企画提案者が 1 者の場合を含め、契約候補者として選定しない。

## 7 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ・ 参加資格のない者が提案したとき。
- ・ 所定の日時及び場所に必要書類を提出しないとき。
- ・ 談合、虚偽記載その他の不正行為があったとき。
- ・ 他人の提案を代理したとき。
- ・ 審査委員又は担当部局職員に対し、本公募に関する援助を直接又は間接に求めたとき。
- ・ 参加資格確認後に資格要件を満たさなくなったとき。
- ・ 2 件以上の企画提案を行ったとき。

- ・ 予算上限額を超える見積額を提示したとき。
- ・ その他、本要項に定める手続に適合しないとき。

## 8 選定結果の通知及び公表

- ・ 選定結果は、企画提案者ごとに個別に通知する。
- ・ 県は、審査結果に基づき契約候補者を決定し、当該事業者と随意契約の手続を行う。協議が整わない場合等は、次点者と交渉することがある。
- ・ 契約締結後、評価基準、配点、各企画提案者の評価項目別得点及び総合点、契約者名、契約締結日、契約金額等を県ホームページで公表する。契約者以外の企画提案者名は公表しない。

## 9 契約に関する事項

- ・ 契約書は2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。
- ・ 契約保証金は、山梨県財務規則第109条の2に該当する場合に免除する。
- ・ 企画提案書に記載された事項は、業務仕様書及び契約締結時の協議結果と併せ、契約仕様として扱う。
- ・ 業務目的の達成に必要な場合、県と契約候補者との協議により、提案内容を追加、変更又は削除することがある。
- ・ 契約書案は別添「委託契約書（案）」のとおりとする。

## 10 その他

- ・ 企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 提出期限後の提案書の差替え、追加及び修正は、県が認めた場合を除き認めない。
- ・ 提出書類は、本公募に係る審査及び契約手続以外の目的には使用しない。ただし、法令等に基づく開示請求があった場合はこの限りでない。
- ・ 本要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、県の指示による。

## 1 1 別紙・別添・様式一覧

| 区分         | 名称                       |
|------------|--------------------------|
| 別紙 1       | 企画提案選定の手順及び審査の基準（企画提案審査） |
| 別紙 2       | 企画提案選定の手順及び審査の基準（参加資格審査） |
| 別添         | 富士北麓グランドデザイン策定支援業務委託仕様書  |
| 別添         | 委託契約書（案）                 |
| 様式 1       | 参加申込書                    |
| 様式 2-1・2-2 | 誓約書・役員名簿                 |
| 様式 2-3     | 資本関係・人的関係等に関する調書         |
| 様式 3       | 質問書                      |
| 様式 4・4-1   | 企画提案書                    |
| 様式 5       | 辞退届出書                    |